

1. 「職務発明」「自由発明」「職務関連発明」

■**職務発明**：大学の業務範囲に属し、発明をするに至った行為が従業員の現在又は過去の職務に属する発明

■**自由発明**：大学の業務範囲に属しない発明

■**職務関連発明** <東京大学発明等取扱規則 第3条第7号>：

公的研究資金若しくは大学法人が資金その他の支援をして行う研究等、又は大学法人が管理する施設を利用して行った研究等に基づき、教職員等が行った発明等

* 「大学の業務範囲」を研究範囲として捉えると非常に範囲が広く、また、「従業員の職務」についても研究者の裁量が大きいため、大学として個別に判断することが必要であるという趣旨から「職務関連発明」という定義を設け、特許法の用語である「職務発明」とは区別することとしました。

* しかし、実態的には、特許法における「職務発明」と、ほぼ同義です。

* いわゆる校費や寄附金による発明はもちろん、発明に至る行為が、給与を支払う対象となっている業務（教育・研究）の場合も職務関連発明に該当します。

* 学外における活動で得た発明であっても、当該活動に大学研究者として参加している場合や大学における研究活動と重複しているような場合は、原則として、職務関連発明に該当します。

* 研究者には、発明等の届出書を所属部局に提出していただきますが、職務関連発明であるかどうかは、かかる届出書に基づき、発明者の所属部局が、発明届が出されてから2週間（休日を除く10日）以内に決定することになっています。その後、当該発明に関する「特許を受ける権利」を大学として承継するかについて、知的財産部にて、原則として2週間（休日を除く10日）以内に決定することになります。